

家屋等解体に関する Q&A

東日本大震災により被災した、避難指示解除準備区域または居住制限区域に立地している家屋等の解体申請を受け付けています。

帰還困難区域については、復興・帰還に向けた取組みとともに対応を検討中です。

Q 家屋のみしか解体はできないの？

A 例えば、物置のみ、ブロック塀のみの申請も可能です。

上記のような、家屋（空家を除く）以外のみの解体申請の場合は、建物のり災証明書は不要で、直接解体申請ができます。また、店舗のみも同様に直接解体申請ができます。

Q 家屋等の解体申請をしている場合、解体が終わらないと除染はしないの？

A 解体申請している家屋等以外の箇所は、除染作業を行います。解体申請の家屋等は、解体・撤去することで除染完了となります。

Q まだ家の中の片付けが終わっていないが、解体が決まってから作業開始まではどのくらい期間があるの？

A 解体が決まりましたら、環境省から必ず連絡があります。その後、現地立会いを経て作業が開始されますが、この期間がたいへん短い場合もありますので、必要なものの取り出し等は早めの準備をお願いします。なお、屋内の必要ないものは解体作業時に片付け・回収しますので、そのまま大丈夫です。

Q 解体申請している人が大勢いるので、まだ解体申請しなくても大丈夫？

A 家屋（空家を除く）の解体には、建物のり災証明書（半壊以上）が必要です。り災判定の申請については、町民税務課にお問い合わせください。なお、解体申請受付から作業開始まで相当な期間を要します。

解体申請の受付終了期限は、現時点では決定してませんが、いずれ終了しますので、早めの解体申請をお願いします。申請後のキャンセルも可能です。

Q 東電賠償が終わっていない建物でも、解体申請はできるの？ 東電賠償が終わっていないのに建物を解体してしまうの？

A 東電賠償が終わっていない建物でも解体の申請はできます。

解体申請を受け付けても、東電賠償が終わっていないうちは、解体は行ないません。

Q 家屋のり災判定が半壊以上でなければ、解体の申請はできないの？

A り災判定で一部損壊であっても、荒廃を加味して半壊相当以上であれば、解体の申請ができますので、家屋（空家を除く）については、早めの建物り災証明の申請をお願いします。

詳しくは下記へご相談ください。

家屋等解体申請の受付

株式会社高島テクノロジーセンター
(環境省受託業者)

☎ 0120(603)016

- 二本松市北トロミ573番地
(浪江町役場二本松事務所敷地内特設建物)
- 受付時間：平日 8時30分～16時30分

家屋等解体のお問合せ

浪江町除染および災害廃棄物等に関する相談窓口 (環境省)

☎ 0120(505)043

- 浪江町大字幾世橋字六反田7-2
(浪江町役場本庁舎 1階南側)
- 受付時間：平日 9時～17時